3　法第十一条の四十八第四項の主務省令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子会社等であって、当該会社の議決権を、当該農業協同組合連合会又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数を超えて保有していないものとする。

4　法第十一条の二第三項の規定は、前二項に規定する議決権について準用する。

第五十七条の七第四号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ニ中「監査役」の下に「、会計監査人」を加え、同号ト⑵及び⑶中「監査役」の下に「、会計監査人」を加え、同号ト⑷から⑹までの規定及び⑻中「若しくは監事」を「、監事若しくは会計監査人」に改め、同号ト⑽中「監査役」の下に「、会計監査人」を加える。

第五十七条の三十一の三第一項中「各号」の下に「（第二号を除く。）」を加える。

第五十七条の三十一の七第一項及び第三項中「各号」の下に「（第二号及び第六号を除く。）」を加える。

第五十八条第一項中「金融破綻処理制度」を「金融破綻処理制度」に改め、同項第六号中「が第三十六条各号」を「若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第三十六条第一項各号」に改め、同項第九号中「第四十一条各号」を「第四十一条第一項各号」に改め、同項第十一号中「の会社」の下に「及び事業再生会社」を加え、同項第十二号の次に次の二号を加える。

十二の二　外国において法第十条第六項（第一号及び第二号を除く。）に規定する事業の全部若しくは一部を行う施設若しくは設備（事務所を除く。）の設置、廃止若しくは位置の変更又は当該施設若しくは設備において行う事業の内容を変更しようとする場合

十二の三　外国銀行代理事業に係る所属外国銀行が次のいずれかに該当する場合

イ　資本金又は出資の額を変更した場合

ロ　商号若しくは名称又は主たる営業所の所在地を変更した場合

ハ　合併をし、会社分割により事業を承継させ、若しくは承継し、又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡若しくは譲受けをした場合

ニ　解散（合併によるものを除く。）をし、又は銀行業の廃止をした場合

ホ　銀行業に係る免許（当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む。）を取り消された場合

ヘ　破産手続開始の決定があった場合

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正）

第二条　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「水産業協同組合法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第一条の二とし、第一条として次の一条を加える。

（外国銀行の業務の代理又は媒介）

第一条　水産業協同組合法（以下「法」という。）第十一条第三項第七号の二、第八十七条第四項第七号の二、第九十三条第二項第七号の二及び第九十七条第三項第七号の二の主務省令で定めるものは、外国銀行（法第十一条第三項第七号に規定する外国銀行をいう。第五条の二第一項第二号において同じ。）の銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）の代理又は媒介とする。

第五条第二項を次のように改める。

2　法第十一条の四第三項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十一条の四の二（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による認可を受けて行う法第十一条第三項第七号の二、第八十七条第四項第七号の二、第九十三条第二項第七号の二及び第九十七条第三項第七号の二の事業（以下「外国銀行代理事業」という。）に係る事項

二　関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理

第五条の次に次の三条を加える。

（外国銀行代理事業に関する認可の申請等）

第五条の二　組合又は連合会は、法第十一条の四の二の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して行政庁に提出しなければならない。

一　理由書

二　外国銀行代理事業の委託を受ける旨の契約の相手方である外国銀行（以下「所属外国銀行」という。）の定款又は性質を識別するに足りる書面

三　所属外国銀行の主たる営業所の存在を証明する書面

四　所属外国銀行の代表権を有する役員の資格を証明する書面

五　所属外国銀行の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

六　当該組合又は当該連合会と所属外国銀行との間の当該認可の申請に係る外国銀行代理事業の委託契約書の案

七　当該認可の申請に係る外国銀行代理事業の内容及び方法を記載した書面

八　その他参考となるべき事項を記載した書面

2　行政庁は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一　所属外国銀行が、銀行の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる財産的基礎を有していること。

二　所属外国銀行が、その人的構成等に照らして、銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

（委託契約書の案の記載事項）

第五条の三　前条第一項第六号に掲げる委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一　外国銀行代理事業を行う事務所の設置、廃止又は位置の変更に関する事項

二　外国銀行代理事業の内容（代理又は媒介の別を含む。）に関する事項

三　所属外国銀行が、不当に外国銀行代理組合等（外国銀行代理事業を行う組合又は連合会をいう。以下この号及び次条第二項第二号において同じ。）の業務上の秘密又は取引先の信用に関する事項を当該外国銀行代理組合等及び当該取引先以外の者に漏らし、又は自己若しくは当該外国銀行代理組合等及び当該取引先以外の者のために利用することを禁ずる規定

四　現金、有価証券等の取扱基準及びこれに関連する所属外国銀行の顧客に対する責任に関する事項

五　契約の期間、更新及び解除に関する事項

六　その他必要と認められる事項